

■ビオトープ・サロン 平成25年度ビオトープ管理士資格試験の結果より

徳島県で2級ビオトープ管理士が新たに4名誕生しました。毎年6月に受験受付が始まります。今年も多くの方が挑戦し合格されることを願い、日本ビオトープ管理士会ニュースレターから抜粋し転載しました。（編集部）

【自然とともにある“仲間”を増やすために】

自然と伝統が共存した持続可能な社会を実現するための取り組みは様々にありますが、その中でも特に重要なものに人材育成があります。そのような中、仲間となるビオトープ管理士を増やしていこうとしています。そこで、今後の参考にしていただきたく、平成25年度の試験の結果やそこから読み取れる傾向、勉強するにあたっての留意点などについて、(公財)日本生態系協会からのコメントを紹介します。

■合格率について

今年度の合格率は1級で約30%、2級で約40%でした。1級は過去最高の合格率ですが、**合格者の約80%の方が1級(他部門)もしくは2級の資格**を持ち、そのうち、約70%の方が2級からのステップアップによるものでした。

■試験から読み取れる傾向とご留意頂きたいこと

1. ビオトープの経験を積んでください

ビオトープ管理士資格試験では、机の上の勉強ではなく、フィールドでの経験の有無が解答に反映されるように意図して問題が作られています。そこから今回の試験を通じて分かった課題は、合格された方も含め、“全般的に**自然やビオトープに関する経験が不足**している”ということです。

座学はもちろん大事なことです。同時に、ビオトープの整備や環境管理作業、自然観察会などへの継続的な参加、ビオトープ関連業務などを通じて、**現場やフィールドで経験を積む**ことも大切にしてください。

例えばイベントならば、地域の環境団体や行政機関、各種の公園、学校ビオトープを持つ学校など様々な主体が実施しており、インターネットや新聞、広報紙などで知ることができます。**普段の業務ではできないことも**、こうしたものを通じて体験し、活かすことができます。



■ビオトープや生物多様性に関する知識・理解は必須です

択一問題では、「ビオトープ」に関する知識や考え方のあやふやな方が、まだまだ多く見られました。

選択肢の選ばれ方から分析すると、**ビオトープ=つくったもの、ビオトープ=池、といった誤った認識**がまだまだあるように思われます。このように、小さな人工的空間だけがビオトープだというような誤解があるとすれば、本来のビオトープが持つ意義が失われてしまいます。またビオトープは島状に完結するものではなく、様々なタイプのものがエコトーンを経て推移しつつ**ネットワークしてこそ生きるもの**だということを、しっかりと理解してください。

同じく、「生物多様性」とはどういったことなのか、なぜ守らなければならないのか、**どうすれば守ることができるのか**を、子どもたちにもかみ砕いて説明できるほどに充分理解しておくことが求められます。

その名に冠しているとおり、ビオトープに関する知識や考え方、あるいは生物多様性への理解は、ビオトープ管理士の根幹を成す部分です。そこが一般にいう**“エコ”的なものと一緒に線を画すところ**でもありますので、今一度おさらいしてください。なお、1級ならば、口述試験などでもこれらについて即答できるよう、身につけてください。

■【自然のもの】と【自然ではないもの】の区別を

小論文では、在来の野生生物と、外来種や園芸種・農作物、飼育動物などとの**区別が曖昧な傾向**が見られました。ブラックバスやウシガエル、アメリカザリガニ、ホテイアオイ、クレスン、ボタンウキクサ、キショウブなどの外来種は「豊かな自然」「健全な生態系」の中には**本来いないもの**ですから、しっかりと区別しましょう。

同じように、コスモスやオシロイバナ、ヒマワリ、パンジーなどの園芸種、農作物として栽培されているイネやキャベツ、トマト、ミカンなどの野菜や果樹、動物ならばイヌ、ネコ、ヤギ、ニワトリなどのペットや家畜も、健全で豊かな生態系のなかにはやはり**本来いないもの**、つまり、自然のものではありません。

また、“日本”という括りでは在来種と言える野生生物でも、**人の手によって他の地域から移入されたもの**は、たとえ同じ種であっても、遺伝子の多様性の面から原則、**外来種と同様に**捉えられます。

尚、外来生物法で「特定外来生物」に指定されている種は、法により罰せられますので、ビオトープの管理作業などにおいても取り扱いに充分ご注意ください。

■【里山】ブームのようですが…

同じく小論文では、ビオトープ関連の事業、活動の例として、里地・里山の管理育成や、水田など農地での取り組みをあげる方が大変多く見られました。

ここでひとつ認識して頂きたいことは、しばしば**「自然」と称されるこれらのもの**は、人の営みにより形成されたものであり、本来的には**都市景観と何ら変わらないもの**なのだということです。イネなどの農作物つまり「自然ではないもの」を画一的に植える、言わば**自然破壊のかたちのひとつ**です。

あくまでもそのことを理解した上で、ビオトープの視点からできるだけエコアップし、人と自然とがより良いかたちで**共存できる工夫**をすることが農地や里地・里山の**今日的な意義**であり、それそのものが**ゴールではない**のだということ、ビオトープの質でいえば農地よりも**前にあった自然に近づけた方がより高い**のだということ、どうか忘れてください。（自然に関わるための基礎知識、持続可能な社会に必要な教養として、是非とも受験を！編集部）

■ビオトープ・サロン マスメディアからの話題 ～注目されはじめた固定種・原種・在来種・野生種～



何かと、伝統野菜の話題が多くなりました。(編集局)

【伝統野菜・・・地産、地産、旬産、地消、旬消、健康増進と環境負荷低減と遺伝資源保全の一石三鳥】

住んでいる土地(地域)で、その季節にとれる食物をその季節に食べるのが、最も健康に良い・・・とされています。夏野菜は体を冷やし、冬野菜は体を温めるなど、つまり、旬の植物の効用は、理にかなっているということです。更には、栽培過程での環境負荷が少ないことも重要です。

消費者の欲求や流通の都合で、色・形・味・収量・栽培法・低価格などのために品種改良が繰り返され、全国で画一的な品種が栽培される現在です。また、季節に関係なく、いつでも、どこでも、どんな野菜でも、この国の野菜や果物も、容易に近所のスーパーマーケットで手に入ります。

動物は、生きるために食べます・・・当然ながら。では、人間は？・・・もしかしら、食べるために生きている？・・・飽食の時代と言われて久しいですが、グルメブームや大食いのイベントなど。その一方で、飽食とは裏腹にダイエット食品やダイエット法がビジネスとして繁盛しているのが日本です。

こうした中、一部の人の間で、注目されはじめた伝統野菜。現在栽培される野菜は、F1と呼ばれる一代限りの特性を持つ品種が大半を占めています。色・形・味・収量・栽培法・価格は達成しました。しかし、その一方で、重要な栄養価の点では、従来の野菜の1/3とも言われています。ハウレンソウでパワーアップしたポパイは、3倍のハウレンソウを食べなければならなくなってしまった訳です。(これが理解できる世代は少なくなっているかも?)

生物多様性の保全が求められる昨今、伝統野菜の絶滅が心配され始めました。品種改良には多様な遺伝子を持つ固定種・原種・在来種・野生種が必要です。そして、植物が本来持つ耐病虫害の物質を生成する能力、敬遠されてきた[苦み]や[えぐみ]の効用も解明され、それと巧く付き合う郷土料理とともに、地域活性化にも貢献し始めています。

■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう!

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより
無断転載禁止：本紙は公益財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。(編集局)

【計画部門の択一問題：正答と解説は次号で紹介】

問 66：豊かな自然環境を有する地域を通過する国道整備事業において、ビオトープ管理士として道路設計技術者にアドバイスすることになりました。次の文のうち、正しいのはどれですか。

1. 路線検討段階において、道路設計技術者が複数のルートと比較検討している。ルートの比較検討が終了し最終案が決まるのを待って、具体的な環境上のアドバイスをを行った。
2. ルート比較検討の際、厳密な評価を行うべきであるという立場から、全ての比較ルートに対して、全環境項目の詳細な現地調査及び予測評価の実施を強く求めた。
3. 選定されたルート案について、国道ということから、事業地域の県のレッドデータブック(RDB)でなく、全国規模で絶滅のおそれのある種をとりまとめた国(環境省)のRDBをもとに対策の提案を行った。
4. 詳細設計時において、アセスメントでの環境保全措置の実施に向けた詳細な現地確認調査を実施し、道路設計技術者と議論しながら具体的な対策工の設計を行った。
5. 保全対象生物の繁殖期と工事最盛期が重なる計画になっている。しかし、国の大きな事業であり、環境の問題で工事工程が遅れ事業費が膨らむことが予想されたため、環境上の意見を求められていたが提案しなかった。

■前号065の正答「3」

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」については次項があげられます。①生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護、農林水産物の健全な発展が、法の目的に含まれている。②特定外来生物とは、海外から我が国に導入されることにより、我が国の生態系等に係る被害をお及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物で、政令で定められている。③特定外来生物は、外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。また、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。④特定外来生物に指定されると、飼養・栽培及び移動は、原則禁止となる。⑤本法による規制はされないが、生態系に悪影響を及ぼしうる外来生物について、適切な取り扱いへの理解と協力を求める「要注意外来生物リスト」が作成されている。

※2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/> (公益財団法人 日本生態系協会HP)

■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の生活や活動やお仕事等、日常を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください! 編集局
【E-mail: kanv@nifty.com URL: <http://biotopetokushima.yu-yake.com>】